

青森県報

第二百三十二号

令和二年
十一月十一日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……二
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二
- 公 告
- 地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……二
- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……三

告 示

青森県告示第八百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 東北産業	三戸郡五戸 町大字豊間 一内字地蔵平 の八六五	名 称	居宅介護事業者
		主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種
	訪問介護	名 称	居宅介護事業所
	訪問介護 サービスの ひばりの	所 在 地	変 更 年 月 日
	三戸郡五戸 町大字豊間 一内字地蔵平 の五七九		令 和 二 ・ 五 ・ 一
三戸郡五戸 町大字代沢 の六五三			

青森県告示第八百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分		居宅介護事業者		居宅介護事業の種		居宅介護事業所		変 更 年 月 日
名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業の種	名 称	居宅介護事業所	
主たる事務 所の所在地		主たる事務 所の所在地		名 称		所 在 地		

青森県告示第八百五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
株式会社 東北産業	
三戸郡五戸 大字豊間 町大字平 内字蔵五 一の八六五	
訪問介護	
訪問介護 サービス ひばりの	
三戸郡五戸 大字苗代 三の六五三	三戸郡五戸 大字蔵平 一の五七九
令和 二・五・一	

登録番号	〇二五〇〇 一四七	〇二五〇〇 一四六
登録年月日	令和 二・二・四	令和 二・二・四
氏名又は 名称	社会福祉 法人十和 田湖会	社会福祉 法人十和 田湖会
住所	十和田市 大字奥瀬 二の九川 二の九目	十和田市 大字奥瀬 二の九川 二の九目
事業 名称	特別養護 老人ホ ム楽園	特別養護 老人ホ ム楽園
所在地	十和田市 大字奥瀬 二の九川 二の九目	十和田市 大字奥瀬 二の九川 二の九目
業務開始 年月日	令和 二・二・四	令和 二・二・四
備考	短期入所 生活介護	介護老人 福祉施設

青森県告示第八百六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

地域森林計画の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	売りさばき場所	年月日
変更後	つがる市柏桑野木 田幾世七の四	つがるにしきた農 業協同組合	五所川原市金木町 嘉瀬雲雀野一八の 一	令和 二・〇・三
変更前				
廃止				

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域農林水産部、中南地域農林水産部、地域農林水産部、三八地域農林水産部、西北地域農林水産部、上北地域農林水産部及び下北地域農林水産部

二 縦覧期間

令和二年十一月十一日から同年十二月十日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市

計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、むつ市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和二年十一月十二日から同月二十五日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

人工心肺装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年九月二十九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社メデイカルサービス

青森市造道一丁目九の二八

六 落札金額

七千五百九十五万五千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年九月十六日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円